

## 次期成長戦略改訂に向けて必要な取組み

産業競争力会議議員 三木谷 浩史

## 1. 新経済構築に向けた新たなルール整備等

○昨年6月の成長戦略に基づき、IT利活用促進による産業活性化、生産性革命を実現するため、以下の項目について法的措置を一刻も早く講ずることが必要。

- ・IT原則
  - ・対面原則・書面交付原則を転換しデジタルファーストにしていくことを法律レベルで明確化する。
- ・シェアリングエコノミー
  - ・未来の社会像であるため、首相官邸主導で、ホームシェアとライドシェアの実現などのために必要な新たな法整備を実現する。
  - ・従前の事業法ではとらえきれないサービスであることを前提に、事業法を適用除外したうえでプラットフォームへの規律を含めた新たな法整備を図っていくことが必要。
  - ・ホームシェアに関しては、現在、政府部内で複数の場で検討が行われているが、上記の考え方をもとに、首相官邸の強力なリーダーシップの下、議論を加速化すべき。

## ○MVNO促進

- ・モバイル分野における更なる競争環境の実現のため、加入者管理機能の開放等を通じたMVNOの促進が必要。

## 2. 人材創出

## ○英語教育

- ・グローバル化の進展の中で、国際共通語である英語力の向上は極めて重要であり、そのことを改めて明確化すべき。
- ・特に以下の事項が重要。
  - ① KPI：『アジアの中でトップクラスを目指す』
  - ② 大学入試については、「書く」や「話す」を含む四技能評価及び民間試験の活用
  - ③ 小学校英語教育の早期化及び小学校高学年での授業数増加・教科化

## 3. 観光振興

○訪日外国人数や旅行消費額について野心的な目標設定を行うべき。

○観光関連人材の確保のため、ビザや派遣制度の見直しを行うべき。

## 4. 新たな資金の流れの創造

○起業家の目利き等を活用して、社会課題を解決する社会的インパクトを起こす事業への寄付や投資等が活性化されるようにする必要がある。フィランソロピー拡大に向けて、公益法人制度の見直し等所要の仕組みを構築すべき。

以 上